

令和 4 年度名古屋市教育委員会第29号議案

名古屋市図書館館則及び名古屋市図書館処務規則の一部を改正する規則案について

1 改正理由・内容

- (1) 令和 5 年度から名古屋市東図書館等の管理を指定管理者に行わせることに伴い、規定の整備を行います。

◎図書館資料の亡失・損傷時の代品・相当代金による弁償について

指定管理者制度 導入館	弁償の指示をする者	導入年度
志段味図書館	鶴舞中央図書館副館長 (令和 4 年度まで) →千種図書館長	平成25年度※
中村図書館	中川図書館長	平成29年度※
富田図書館		
緑図書館	瑞穂図書館長	
徳重図書館		
天白図書館	瑞穂図書館長	令和 5 年度
東図書館	千種図書館長	
守山図書館		
名東図書館		

※網かけ部分が今回の改正内容です。

※平成25年度及び平成29年度は試行導入です。

- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、駐車場の使用料の減免に関する規定を整理します。

2 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日から施行します。

3 規則案・新旧対照

別紙のとおり

(令和 5 年 3 月 24 日提出 総務部総務課)



名古屋市図書館館則及び名古屋市図書館処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市図書館館則及び名古屋市図書館処務規則の一部を改正する規則

(名古屋市図書館館則の一部改正)

第 1 条 名古屋市図書館館則（昭和26年名古屋市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「及び志段味図書館」を削り、「副館長」の次に「、東図書館、守山図書館、志段味図書館及び名東図書館にあつては千種図書館長」を加え、「及び徳重図書館」を「、徳重図書館及び天白図書館」に改める。

第 8 条第 4 号中「館長（」の次に「東図書館、」を、「富田図書館」の次に「、守山図書館」を加え、「及び徳重図書館」を「、徳重図書館、名東図書館及び天白図書館（以下「東図書館等」という。）」に改める。

第27条第 1 号キ中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第30条第 1 項中「東図書館、中村図書館、富田図書館、守山図書館、志段味図書館、緑図書館、徳重図書館、名東図書館及び天白図書館（以下「東

書館等」という。)」を「東図書館等」に改める。

(名古屋市図書館処務規則の一部改正)

第2条 名古屋市図書館処務規則(昭和39年名古屋市教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「分館(」の次に「東図書館、」を、「富田図書館」の次に「、守山図書館」を加え、「及び徳重図書館」を「、徳重図書館、名東図書館及び天白図書館」に改める。

第3条第2項庶務係の項中第9号を削り、第10号を第9号とし、同項整理課収集整理係の項第1号中「資料」を「図書館資料(以下「資料」という。)」に改める。

第4条第2項中「かかわらず」の次に「、東図書館、守山図書館、志段味図書館及び名東図書館の資料の選択、収集、弁償及び廃棄に関することは千種図書館奉仕係において」を加え、「及び徳重図書館」を「、徳重図書館及び天白図書館」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(公所と称する規則の一部改正)

2 公所と称する規則(昭和52年名古屋市教育委員会規則第23号)の一部を次のように改正する。

「図書館分館(」の次に「東図書館、」を、「富田図書館」の次に「、守山図書館」を加え、「及び徳重図書館」を「、徳重図書館、名東図書館及び天白図書館」に改める。

(参 考)

新 旧 対 照

1 名古屋市図書館館則（抜すい）

改 正 案	現 行
第5条 図書その他の資料を亡失又は損傷したときは、館長（鶴舞中央図書館（以下「中央図書館」という。）にあつては中央図書館の副館長、<u>東図書館、守山図書館、志段味図書館及び名東図書館</u>にあつては千種図書館長、中村図書館及び富田図書館にあつては中川図書館長、緑図書館、<u>徳重図書館及び天白図書館</u>にあつては瑞穂図書館長。次項において同じ。）の指示するところに従って、代品又は相当の代金をもって弁償させる。ただし、天災その他やむをえない事由による場合はこの限りでない。 2～3 （略） 第8条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、退館を命ずることがある。 (1)～(3) （略） (4) その他館長（<u>東図書館、中村図書館、富田図書館、守山図書館、志段味図書館、緑図書館、徳重図書館、名東図書館及び天白図書館</u>（以下	第5条 図書その他の資料を亡失又は損傷したときは、館長（鶴舞中央図書館（以下「中央図書館」という。）<u>及び志段味図書館</u>にあつては中央図書館の副館長、中村図書館及び富田図書館にあつては中川図書館長、緑図書館<u>及び</u>徳重図書館にあつては瑞穂図書館長。次項において同じ。）の指示するところに従って、代品又は相当の代金をもって弁償させる。ただし、天災その他やむをえない事由による場合はこの限りでない。 2～3 （略） 第8条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、退館を命ずることがある。 (1)～(3) （略） (4) その他館長（中村図書館、富田図書館、志段味図書館、緑図書館<u>及び</u>徳重図書館にあつては、指定管理者。以下同じ。）において支障があ

「東図書館等」という。) にあっては、指定管理者。以下同じ。) において支障があると認める者

第27条 条例第2条第2項の規定による使用料の減免は、申請に基づいて行うものとし、減免することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる手帳又は受給者証（以下「手帳等」という。）のいずれかの交付を受けている者が乗車している普通自動車を駐車するため、当該手帳等を係員に提示し確認を受けて駐車場を使用するとき。 使用料の全額

ア～カ （略）

キ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証（障害者総合支援法第4条第1項の政令で定める特殊の疾病による障害の程度が主務大臣が定める程度である者（以下「特殊疾病者」という。）に係るものに限る。）

ク～ケ （略）

(2) （略）

ると認める者

第27条 条例第2条第2項の規定による使用料の減免は、申請に基づいて行うものとし、減免することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる手帳又は受給者証（以下「手帳等」という。）のいずれかの交付を受けている者が乗車している普通自動車を駐車するため、当該手帳等を係員に提示し確認を受けて駐車場を使用するとき。 使用料の全額

ア～カ （略）

キ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証（障害者総合支援法第4条第1項の政令で定める特殊の疾病による障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者（以下「特殊疾病者」という。）に係るものに限る。）

ク～ケ （略）

(2) （略）

第30条 条例第5条第2項に規定による <u>東図書館等</u>の指定管理者の指定の申請は、名古屋市図書館指定管理者指定申請書（別記様式）によって行わなければならない。 2～3 （略）	第30条 条例第5条第2項の規定による <u>東図書館、中村図書館、富田図書館、守山図書館、志段味図書館、緑図書館、徳重図書館、名東図書館及び天白図書館</u>（以下「<u>東図書館等</u>」という。）の指定管理者の指定の申請は、名古屋市図書館指定管理者指定申請書（別記様式）によって行わなければならない。 2～3 （略）
--	--

2 名古屋市図書館処務規則（抜すい）

改 正 案	現 行
（館長等の職務） 第2条 （略） 2～3 （略） 4 分館（<u>東図書館、中村図書館、富田図書館、守山図書館、志段味図書館、緑図書館、徳重図書館、名東図書館及び天白図書館</u>を除く。以下同じ。）の館長は、上司の命を受け、分館の館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 （中央図書館の組織） 第3条 （略） 2 前項の課及び係の分掌事務並びに主幹及び主査の分担事項は、次のとおりとする。 庶務係 (1)～(8) （略）	（館長等の職務） 第2条 （略） 2～3 （略） 4 分館（中村図書館、富田図書館、志段味図書館、緑図書館<u>及び</u>徳重図書館を除く。以下同じ。）の館長は、上司の命を受け、分館の館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 （中央図書館の組織） 第3条 （略） 2 前項の課及び係の分掌事務並びに主幹及び主査の分担事項は、次のとおりとする。 庶務係 (1)～(8) （略） (9) <u>志段味図書館の図書館資料</u>（以下

(9) (略) 主幹（図書館改革） 主査（図書館改革） } (略) 整理課 収集整理係 (1) <u>図書館資料</u>（以下「資料」という。） の収集計画に関すること。 (2)～(9) (略) 情報システム係 (略) 奉仕課 (略) (分館の組織) 第4条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、<u>東図書館、 守山図書館、志段味図書館及び名東図 書館の資料の選択、収集、弁償及び廃 棄に関することは千種図書館奉仕係に おいて</u>、中村図書館及び富田図書館の 資料の選択、収集、弁償及び廃棄に関 することは中川図書館奉仕係において、 緑図書館、<u>徳重図書館及び天白図書 館の資料の選択、収集、弁償及び廃棄に 関することは瑞穂図書館奉仕係におい て処理する。</u>	<u>「資料」という。）の選択、収集、弁 償及び廃棄に関すること。</u> (10) (略) 主幹（図書館改革） 主査（図書館改革） } (略) 整理課 収集整理係 (1) <u>資料</u>の収集計画に関すること。 (2)～(9) (略) 情報システム係 (略) 奉仕課 (略) (分館の組織) 第4条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、中村図書 館及び富田図書館の資料の選択、収集、 弁償及び廃棄に関することは中川図書 館奉仕係において、<u>緑図書館及び徳重 図書館の資料の選択、収集、弁償及び 廃棄に関することは瑞穂図書館奉仕係 において処理する。</u>
--	---

3 公所と称する規則（抜すい）

改 正 案	現 行
次に掲げるものを公所と称する。	次に掲げるものを公所と称する。

(略) 図書館分館(<u>東図書館</u>、中村図書館、 富田図書館、<u>守山図書館</u>、志段味図書 館、緑図書館、<u>徳重図書館</u>、<u>名東図書</u> <u>館及び天白図書館</u>を除く。) (略)	(略) 図書館分館(中村図書館、富田図書 館、志段味図書館、緑図書館<u>及び</u>徳重 図書館を除く。) (略)
---	---